

公立大学法人金沢美術工芸大学研究インテグリティの確保に関する規程

令和8年4月1日
令和8年規程第6号

(目的)

第1条 この規程は、金沢美術工芸大学（以下「本学」という。）における研究インテグリティを確保するために必要な事項を定め、もって国際的に信頼性のある研究環境を構築することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「研究インテグリティ」とは、研究活動の国際化及びオープン化に伴うリスクに対する研究の健全性・公正性をいう。

2 この規程において「研究者」とは、本学の学長、教職員、研究員、学部・大学院の学生等、並びに本学で研究を行う共同研究者等、本学において研究活動に従事する者をいう。

(学長の責務)

第3条 学長は、研究インテグリティを確保するための体制を整備するものとする。

(研究者の責務)

第4条 研究者は、自らの研究活動の透明性を確保し、説明責任を果たすため、必要な情報について本学に報告を行うものとする。

(研究インテグリティ・マネジメント統括責任者)

第5条 本学に、研究インテグリティの確保に係るマネジメント（以下「研究インテグリティ・マネジメント」という。）に関する業務を統括させるため、研究インテグリティ・マネジメント統括責任者（以下「統括責任者」という。）を置き、副学長をもって充てる。

(研究インテグリティ・マネジメントの審議)

第6条 本学における次の各号に掲げる事項の審議は、研究不正防止推進会議が行う。

- (1) 研究インテグリティ・マネジメントに係る規程の制定及び改廃の審議に関する事項
- (2) 研究インテグリティの確保に係る要請に関する事項
- (3) 研究インテグリティ・マネジメントのための調査に関する事項
- (4) 研究インテグリティの確保に係る教育研修に関する事項
- (5) その他本学の研究インテグリティ・マネジメントに関する重要事項

(専門委員会)

第7条 研究インテグリティ・マネジメントに関する専門的な事項を調査審議させるため必要があるときは、委員会に必要に応じて専門委員会を置くことができる。

(相談窓口)

第8条 本学に、研究インテグリティの確保に関する相談等に対応させるため、相談窓口を置く。

(事務)

第9条 研究インテグリティの確保に係る事務は、教育研究センターが業務内容に応じて、社会共創センター、事務局総務係等の協力を得て行う。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、研究インテグリティ・マネジメントに関し必要な事項は、統括責任者が定める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。